

第3期北広島市子ども 権利に関する推進計画 【概要版】

子育て支援部 子ども家庭課



計画策定の趣旨

基本的人権の尊重を定めている「日本国憲法」と「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利に関する基本的な考え方を定めた「北広島市子どもの権利条例」の理念の実現を目指して策定するもの

計画の位置付け・計画期間

「北広島市子どもの権利条例」第25条に基づき、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための3か年計画で、計画期間は令和3年度から令和5年度





アンケート調査の概要

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	小学4年生から6年生まで	320票	125票	39.1%
			うち郵送107票	
			うちオンライン18票	
	中学生以上 高校3年相当年齢まで	680票	198票	29.1%
			うち郵送152票	
			うちオンライン46票	
合計	1,000票	323票	32.3%	
		うち郵送259票		
		うちオンライン64票		
対象者の抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出			
調査期間	令和2年8月7日（金）～8月28日（金）			
調査方法	郵送による配付 回収は郵送又はオンライン（インターネット）			

- ・スマートフォンやインターネットの利用の仕方等についての設問を追加
- ・オンラインによる回答も可とした

導き出された課題

- (1) 子どもの権利についての広報・啓発活動の推進
- (2) 子どもの意見表明、参加の機会の拡大
- (3) 子どもの居場所の充実
- (4) 子どもの権利の侵害への対応

今回新たに追加

- (5) 子どもとメディアについて



計画の基本的な考え方

< 基本理念 >

「子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまち」

< 基本目標 >

- (1) 安心して生きる施策の推進
- (2) 守り、守られる施策の推進
- (3) 健やかに育つ施策の推進
- (4) 参加する施策の推進

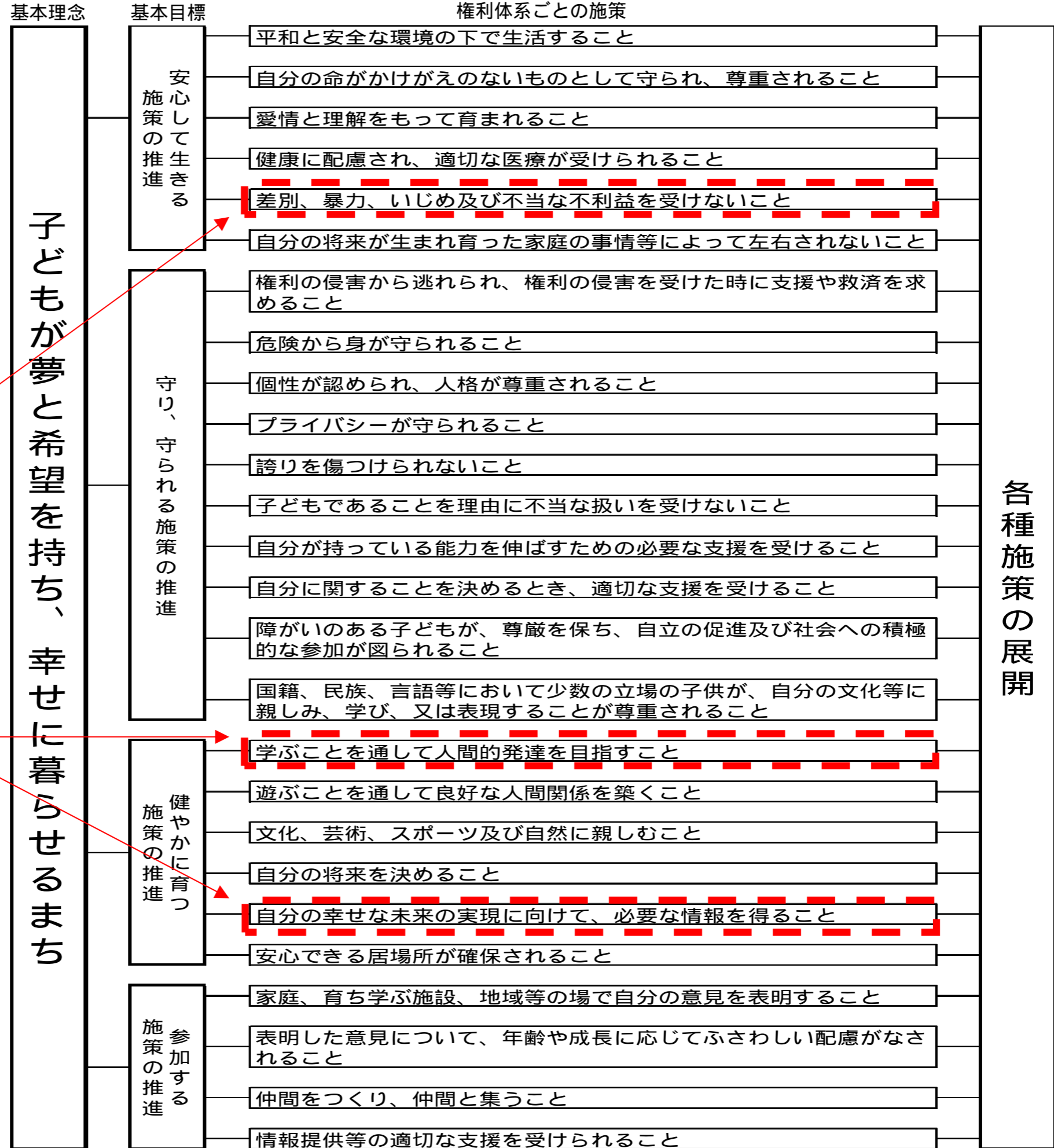
・計画の基本理念、基本目標、権利体系ごとの施策の大きな枠組みについては、第2期計画をそのまま引き継ぐこととした



< 施策体系図 >

人権擁護の推進
(人権意識の普及
啓発事業)を追加

アウトメディアの
推進(青少年安全
対策事業)を追加



各種施策の展開